

一般社団法人蔵王ひとまち共創機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人蔵王ひとまち共創機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県刈田郡蔵王町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、蔵王町の活性化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 地域製品の開発及び販売
- 2 観光や移住等の相談
- 3 各種イベント、ワークショップの企画及び運営
- 4 住宅宿泊に関する事業
- 5 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業
- 6 旅行の企画及び実施
- 7 飲食店の経営
- 8 動産のレンタル業及びリース業
- 9 モノやスキルのシェアリング事業
- 10 軽作業の請負
- 11 地域の情報発信
- 12 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の事業に賛同し、かつ、この法人の理事の推薦によって入会した個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、かつ、下記の年会費を支払うことに同意して入会した個人又は団体

個人：年会費 6,000 円

法人：年会費 30,000 円

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。

3 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事全員の承認を得るものとする。

4 特別会員となるには、理事1名の推薦に基づき当法人所定の様式による申込みをするものとする。

5 賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、年会費を支払うことを以てする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時社員総会は、

必要がある場合に開催する。

(招集)

第 11 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 12 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 25 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 1 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 26 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 山岸 周平

設立時理事 清水 大督

設立時代表理事 清水 大督

(設立時社員の氏名及び住所)

第 27 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮城県刈田郡蔵王町宮字原前 66 番地

設立時社員 清水 大督

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 168 番地 83

設立時社員 山岸 周平

(法令の準拠)

第 28 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人蔵王ひとまち共創機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 6 年 2 月 14 日

設立時社員 清水 大督

設立時社員 山岸 周平